

中津川市障がい者福祉計画 第7期計画(案)に寄せられたご意見と市の考え方

計画案 ページ	ご意見の内容	市の考え方
32	<p>●第3章基本構想            障害を持つ人たちが地域における生活支援を受けるには、介護職員の適切な配置が前提ですが、多くの事業所でその人手不足が常態化しています。市として介護職員の確保に独自の支援策を実施し、又、国への要望をしてほしい。</p>	<p>中津川市は、独自の施策を実施しています。市内の介護事業所等の業務に従事する人材を確保するため、坂下高校に在学し、介護福祉士を目指すものに対し、返還免除条件のある就学資金を貸し付けることにより、学生の資格取得と市内への就労を促進する制度を設けており、今後も継続してまいります。</p>
56	<p>●災害・緊急時の対策の推進（施策No.93）            避難支援体制は必要ですが、要配慮者のためのスペースの用意や、福祉施設との連携による施設の開放など、市はどのような人が被災しているかを把握し、避難場所の指定をできるようにすると思えます。</p>	<p>全ての避難所において設けられるとは限りませんが、大規模災害時の公共の避難所では、通常の避難生活に困難が生じる要支援者を対象として「福祉避難室」を設けることとしています。ただし、専門性の高いサービスを必要としない方に限ります。また、市内の福祉施設とは、施設での生活が必要と判断した方を対象に、受入れを行っていただくよう協定を締結しています。</p>
59	<p>●障がいのある人の権利擁護の推進            成年後見人制度そのものの問題点（報告が煩雑で時間を要する。制度の利用後、必要がなくなっても後見人をやめることができない等）の話を報道や周囲から聞く。後見人制度のあり方について市はどう考え、対処するのか。国の制度のあり方についてどう思い、政策に生かしていくのか。</p>	<p>成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度で、これらの者を支える重要な手段です。市は、成年後見制度や意思決定支援ガイドラインに基づき、意思決定・判断・表明等が難しい障がいのある方の意思決定を支援しています。また、東濃権利擁護センターとともに、地域連携ネットワークの構築に取り組んでおり、今後も障がいのある方の権利擁護を推進してまいります。</p>
90	<p>●日常生活支援            ②訪問入浴サービス事業            訪問入浴が、週2回は少ない。普通の人と一緒に考えてほしい。</p>	<p>中津川市障がい者訪問入浴サービス事業では、「利用する回数は、週2回までとする。」としています。この回数は近隣の自治体をはじめ、他自治体も概ね同様となっています。なお、訪問入浴は、この事業以外でも、事業者との個人契約による利用は可能です。</p>